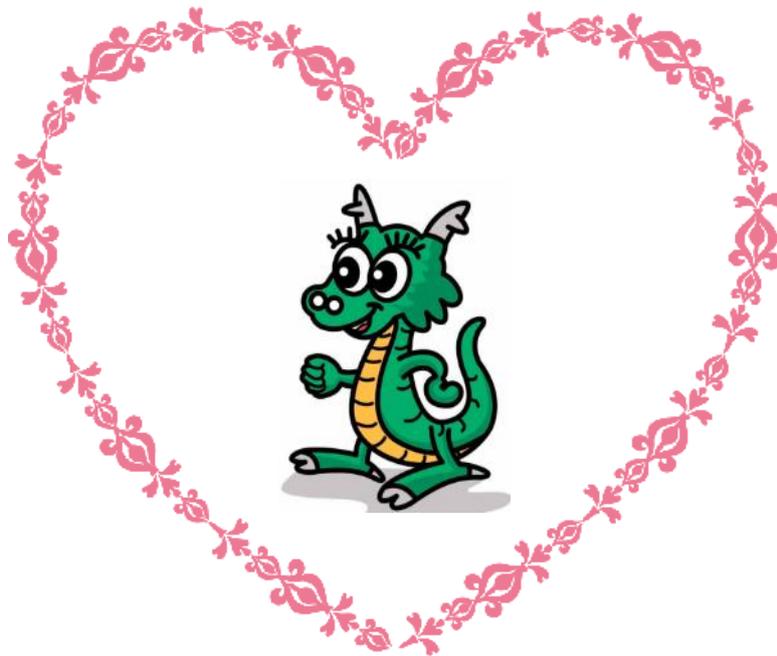


洞爺湖町自殺対策計画

(平成31年度～平成34年度)



～誰もが自殺に追い込まれることのない洞爺湖町を目指して～

平成31年3月

洞 爺 湖 町

洞爺湖町自殺対策計画目次

1	計画の趣旨等	1
2	洞爺湖町の自殺の状況	2
3	自殺対策の基本的な考え方	5
4	自殺対策における重点施策	7
5	自殺対策の推進体制	9

資料編

	洞爺湖町における自殺関連事業一覧	12
	自殺総合対策大綱	16
	洞爺湖町地域自殺対策計画策定委員会設置要綱	17

1 計画の趣旨等

○計画策定の趣旨

我が国の年間の自殺者数は、平成 10 年に急増して年間 3 万人を超え、減少の兆しが見えない状態が何年も続きました。こうした状況を踏まえ、国は平成 18 年に自殺対策基本法を施行し、自殺を「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識することで、様々な対策が行われています。その結果、自殺者数は平成 22 年から減少傾向となり、平成 24 年には 3 万人を割り込み、その後 5 年連続で自殺者数は 3 万人を下回ったものの、主要先進 7 か国の中で最も自殺死亡率が高い状態が続いています。そのため、平成 28 年 3 月に自殺対策を更に強化するために自殺対策基本法が改正され、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての市町村に地域自殺対策計画の策定が義務付けられました。

これらの背景を踏まえて、洞爺湖町においても、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための「洞爺湖町自殺対策計画」を策定することとしました。

本計画は、地域に密着した取り組みを推進するとともに、関係機関との連携強化を図り、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進することに重点を置いて策定しました。

○計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。

また、本計画の推進にあたっては、「洞爺湖町まちづくり総合計画」、「洞爺湖町健康づくり計画」等の関連計画等との整合を図るものとします。

○計画の期間

洞爺湖町では平成 29 年度に策定した健康づくり計画（第 2 期）の「休養」の部門において、自殺者数の減少を目標とし、こころの健康に関する知識の普及・啓発や、早期相談、治療につながるための体制整備を掲げており、健康づくり計画と内容が重なる計画となります。

そのため、第 2 期以降の自殺対策計画は、健康づくり計画と一体化して策定することが望ましく、本計画の期間は健康づくり計画（第 2 期）の期間とあわせ、「平成 31 年度～平成 34 年度」までの 4 年間とします。

2 洞爺湖町の自殺の状況

厚生労働省「人口動態統計」と自殺総合対策推進センターが自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」及び、町独自の自殺者実態調査から、洞爺湖町の自殺の状況は以下のようになっています。

○自殺者数・自殺率の推移

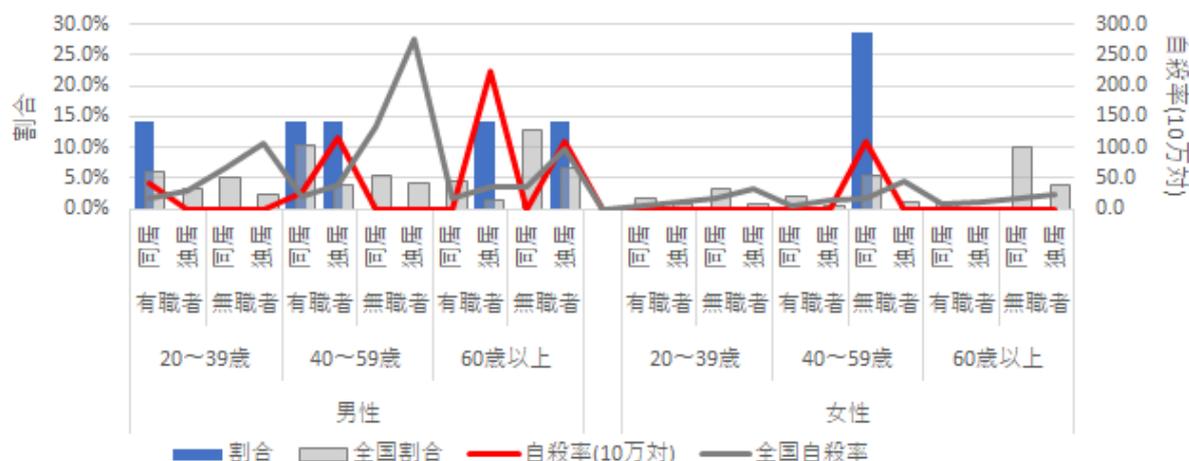
※自殺率は人口 10 万対

	H24	H25	H26	H27	H28	合計	平均	全道	全国
居住地自殺者数	3	2	2	0	0	7	1.8	1137.0	19841.4
自殺率 (%)	30.2	20.3	20.4	0.0	0.0	—	14.5	20.9	18.5
居住地外自殺者数	1	1	0	0	0	2	—		
人口	9,802	9,630	9,416	9,251	9,117	—	—		
高齢化率 (%)	35.5	37.1	38.4	39.5	40.0	—	—		

洞爺湖町では5年間で7名の方が亡くなっています。24年をピークに、年々減少しています。北海道と比較すると、平均自殺者数、自殺率とも低い値となっています。

また、居住地外として、町外の進学先で亡くなられた10～20代の学生が2名います。

人口は5年間で685名減少していますが、高齢化率(65歳以上人口)は約5%上昇しています。



○性・年代別、家族構成別

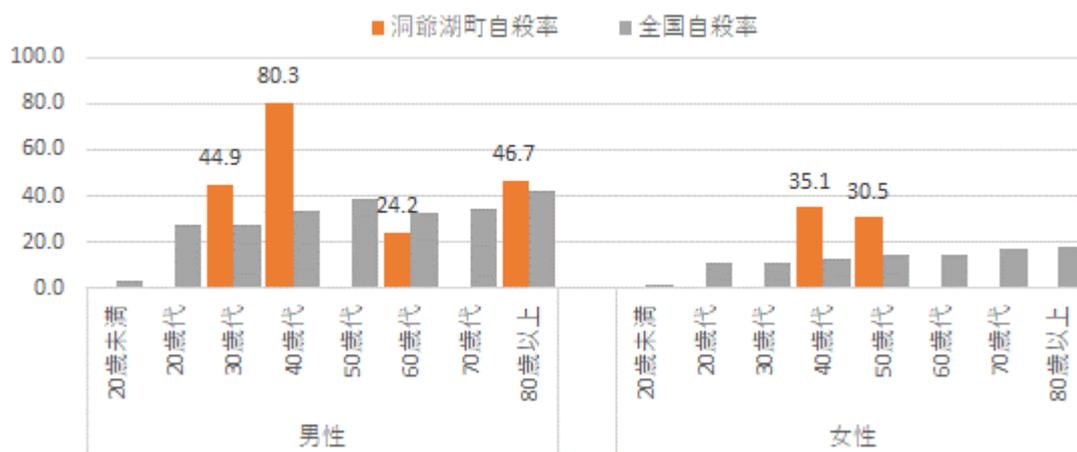
※H24～28 合計

	男性				女性			
	割合		自殺率		割合		自殺率	
	洞爺湖町	全国	洞爺湖町	全国	洞爺湖町	全国	洞爺湖町	全国
20歳未満	0.0%	1.5%	0.0	3.2	0.0%	0.7%	0.0	1.6
20歳代	0.0%	7.5%	0.0	27.7	0.0%	2.8%	0.0	10.8
30歳代	14.3%	9.5%	44.9	27.6	0.0%	3.8%	0.0	11.4
40歳代	28.6%	12.2%	80.3	33.1	14.3%	4.6%	35.1	12.7
50歳代	0.0%	12.1%	0.0	38.9	14.3%	4.5%	30.5	14.4
60歳代	14.3%	11.7%	24.2	33.0	0.0%	5.4%	0.0	14.4
70歳代	0.0%	8.6%	0.0	34.6	0.0%	5.2%	0.0	17.4
80歳以上	14.3%	5.4%	46.7	42.4	0.0%	4.3%	0.0	17.7
年代別合計	71.4%	68.9%	22.3	27.7	28.6%	31.1%	7.7	1.6

男女の自殺割合では、男性が7割、女性が3割と、全国とほぼ同様の結果となっています。

年代別では、男性は40代が最も自殺割合が高く、自殺率では30代、40代が全国より高くなっています。女性は40・50代が自殺割合、自殺率とも全国を上回る結果となっています。

性・年代別の自殺率（10万対）



○同居・就労の有無

	同居者の有無				就労の有無			
	あり		なし		あり		なし	
男性	2	40.0%	3	60.0%	4	80.0%	1	20.0%
女性	2	100%	0	0.0%	0	0.0%	2	100%

同居者の有無はほぼ同率です。男性の同居なし3名中80歳以上が2名となっており、高齢自殺者は同居者がいない傾向がみられています。

また、男性では仕事をしている方の自殺が8割と高くなっています。

○自殺の手段

手段	自殺者数	割合	全国割合
首つり	5	71.4%	66.0%
服毒・練炭	0	0.0%	10.0%
飛降り	0	0.0%	9.6%
入水	2	28.6%	3.4%

7割以上、首つりによる自殺を選択しています。洞爺湖という地域特性から、入水者の割合が全国より高くなっています。

○自殺未遂歴・受診歴の有無 自殺者7名

手段	あり		なし		不詳	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
自殺未遂歴	0	0%	3	43%	4	57%
医療機関受診歴	2	28%	2	28%	3	43%
(再)精神科受診歴	1	14%	0		0	

自殺未遂歴がある方の自殺者数は0名となっており、それまで自殺に関する予兆はなく、急に自殺を選択される方が多い傾向が伺えます。

自殺前に医療機関にかかっていた方は2名、うち1名は精神科受診歴がある方となっています。

○災害時の心のケア活動状況(平成12年有珠山噴火時/4月2日~6月11日活動実績)

有珠山噴火では、北海道として初めて精神保健班(心のケア班)が設置されました。

避難の状況(最大) 避難所34か所、避難者数5,907名

うち、心のケアの観点から、フォローが必要と判断された方169名(2.9%)

主な主訴	実数	割合
不眠	41名	24.3%
体調不良	32名	18.9%
精神不良(不眠を除く)	22名	13.0%
こどもの問題	38名	22.5%
高齢者の問題	12名	7.1%
支援スタッフ側の問題	3名	1.8%
一般生活相談	19名	11.2%
その他	2名	1.2%
合計	169名 (延べ726名)	

心のケア班での支援は、第2週目(4月9日)をピークに徐々に減少していき、災害発生後約3か月半でフォローが必要な方が0名となり支援を終了しました。

以上のことから、洞爺湖町の自殺の傾向及び対策の方向性を次のようにまとめました。

【洞爺湖町における自殺の傾向と対策の方向性】

- ①進学等で町外に居住する若者に対しては、町の事業での支援は難しく、全道・全国的に利用できる相談先や支援の普及啓発が必要である
- ②男性では就労者の自殺者が多く、残された家族の経済・生活問題につながる可能性がある
- ③高齢化率の上昇にあわせて、健康課題等の不安要素により、単身の高齢者の自殺が増える可能性がある
- ④個人・家族の力だけでは自殺を止められない可能性があり、地域の支援や公的・民間の支援等を組み合わせた柔軟な対策が求められる
- ⑤有珠山噴火災害に見舞われる可能性が高く、災害発生時には様々なストレス要因から心の健康不良を招くため、早期からの心のケアが重要となる

3 自殺対策の基本的な考え方

○計画の基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の健康の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得ることであるとともに、防ぐことができる社会的な問題であるといえます。

そのため、生きることの包括的な支援として、地域の住民や保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関が実施する取組が連携しあい、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢が大切になります。

そこで、「町民一人ひとりが、かけがえのない命を大切にし、ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現」を本計画の基本理念とし、「誰もが自殺に追い込まれることのない洞爺湖町」の実現を目指します。

○計画の目標

国は、自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月閣議決定）において、平成 38 年までに自殺率を「30%以上減少させる」としており、自殺率の数値目標を現在の 18.5%から 13.0%へ減少するとしています。

洞爺湖町における平成 24 年～平成 28 年の平均自殺率は 14.5%となっています。国の自殺減少率と洞爺湖町健康づくり計画（第 2 期）の目標である「自殺者数の減少」を踏まえて、計画終了年度（平成 34 年度）を考慮し、中間目標として「15%減少させる」よう、以下のとおり数値目標を設定します。

表 1 洞爺湖町の自殺対策目標

項 目	現状値	目 標
洞爺湖町の自殺率（過去5年間：24～28年）	14.5%	12.0%
（再掲）10～20代の自殺者数（居住地外）	2人	0人

○計画の基本施策

計画の基本施策は、以下のとおりです。

（1）地域におけるネットワークの強化

住民や町、関係団体、事業所等が自殺対策を総合的に推進するため、それぞれの役割を明確化し、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

（2）自殺対策を支える人材の育成

住民や関係者等身近にいる人が、悩みや生活上の困難を早期に気づき、声をかけ、想いに寄り添い、必要に応じて専門職につなぐ行動が、地域でとられるようなスキルアップを図ります。

（3）住民への普及啓発と周知

自殺に対する認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当であると、社会全体の共通認識となるよう普及啓発や周知を行います。

(4) 生きることの促進要因への支援

孤立のリスクが高い方や生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを推進し、気軽に参加できるような地域づくりを推進します。

また、自殺を企図とした方や未遂者に対して、途切れることなく支援がつながるよう関係機関と連携した対応を検討するほか、残された家族に対して、想いを分かち合う場等の情報提供を行います。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

教育現場において、いじめに関するアンケートを実施することで、子どものSOSを早期にキャッチし、悩みをかかえる児童生徒が、大人に対して助けを求められる体制を整えるとともに、「命を大切にする」教育を家庭や地域、関係機関と連携して実施することで、子ども時代からのこころの健康づくりを推進します。

4 自殺対策における重点施策

基本施策を元に、洞爺湖町における自殺の傾向と対策の方向性をふまえて、以下の対策を重点施策として推進します。

(1) 子ども・若者に対する支援について

①相談先の普及啓発の実施

民生児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭など、子どもと日頃から接する機会のある地域の関係者に啓発リーフレットを配布し、相談先の周知を図ります。

②SOS の出し方に関する教育の推進

教育委員会、学校と連携し、ストレスへの対応方法を身に付けるため、SOS の出し方に関する教育や、生きるための授業等を行います。

③居場所づくりの推進

地域食堂等を活用し、食事の提供や世代間交流を通じた居場所づくりを推進します。

④町外に進学した若者に対する普及啓発の実施

成人式を活用し、自殺予防パネル展及び啓発リーフレットの配布を行います。また、がん検診のクーポン券発行にあわせ、啓発リーフレットの配布を行います。

⑤妊産婦へのうつ対策の実施

産婦健康診査と連携し、エジンバラ産後うつ病質問票※等を活用した産後うつ病チェックを行うとともに、新生児訪問や乳幼児健診での問診、診察等もあわせて、母親等の精神状態を把握し、早期発見・治療を推進します。

(2) 成人・就労者に対する支援について

①相談先の普及啓発の実施

各種助成金や相談の場を通じて啓発リーフレットを配布し、相談先の周知を図ります。

②ひきこもり・アルコール依存症等こころの問題に関する支援の実施

室蘭保健所が実施する相談会や個別支援、グループ交流会などを活用し、患者本人及び家族に対する支援を行います。

③生活困窮・就労に関する支援の実施

就労センターサポートいぶり、とまこまい若者サポートステーション等の民間団体と連携し、就労支援や居場所づくりを推進します。

④自殺未遂者に対する支援の実施

室蘭保健所と連携し、会議等での地域課題・情報の共有を図るとともに、医療機関と連携した相談支援体制を構築します。

※エジンバラ産後うつ病質問票

母親が子どもへ抱く気持ちの変化等を中心とした質問項目で、産後うつ病を早期に発見するために行われています。

自己記入式の質問票で、妊婦及び出産後 1 年未満の女性を対象に実施しています。

(3) 高齢者に対する支援について

①相談先の普及啓発の実施

自治会や老人クラブでの健康教育、家庭訪問の場を通じて啓発リーフレットを配布し、相談先の周知を図ります。

②居場所づくりの推進（再掲）

地域食堂等を活用し、食事の提供や世代間交流を通じた居場所づくりを推進します。

③声かけ・見守り体制の充実

民生委員や福祉委員等の地域支援者やボランティアに対し、傾聴等に関するスキル向上を図る研修を行い、声かけ・見守り体制の充実を図ります。

④健康不安に関する支援の実施

保健師による家庭訪問や地区健康相談等により、うつ状態の早期発見・治療を推進します。

(4) 住民や地域支援者や関係団体、関係者との連携・協働について

①声かけ・見守り体制の充実（再掲）

民生委員や福祉委員等の地域支援者やボランティアに対し、傾聴等に関するスキル向上を図る研修を行い、声かけ・見守り体制の充実を図ります。

②関係機関の連携・協働の強化

支援を必要とする方が安心して支援を受けられるよう、関係機関との連携・協働体制の構築を図ります。

(5) 災害時の支援について

①ストレス耐性を高める支援の実施

災害時にあせらず対応できるよう、防災担当者と連携し、必要物品の準備の周知を行う際に、ストレス耐性を高めるための情報提供を行います。

②安心安全な避難の支援の実施

障がい者・高齢者等避難が必要な方が安全に避難生活を送れるように、避難行動要支援者名簿等の管理を行い、避難時の支援がスムーズに行われる体制を構築します。

③被災時のこころのケアの実施について

室蘭保健所と連携し、避難時早期にこころのケアを実施できるよう、北海道防災協定に基づき支援体制を構築します。

5 自殺対策の推進体制

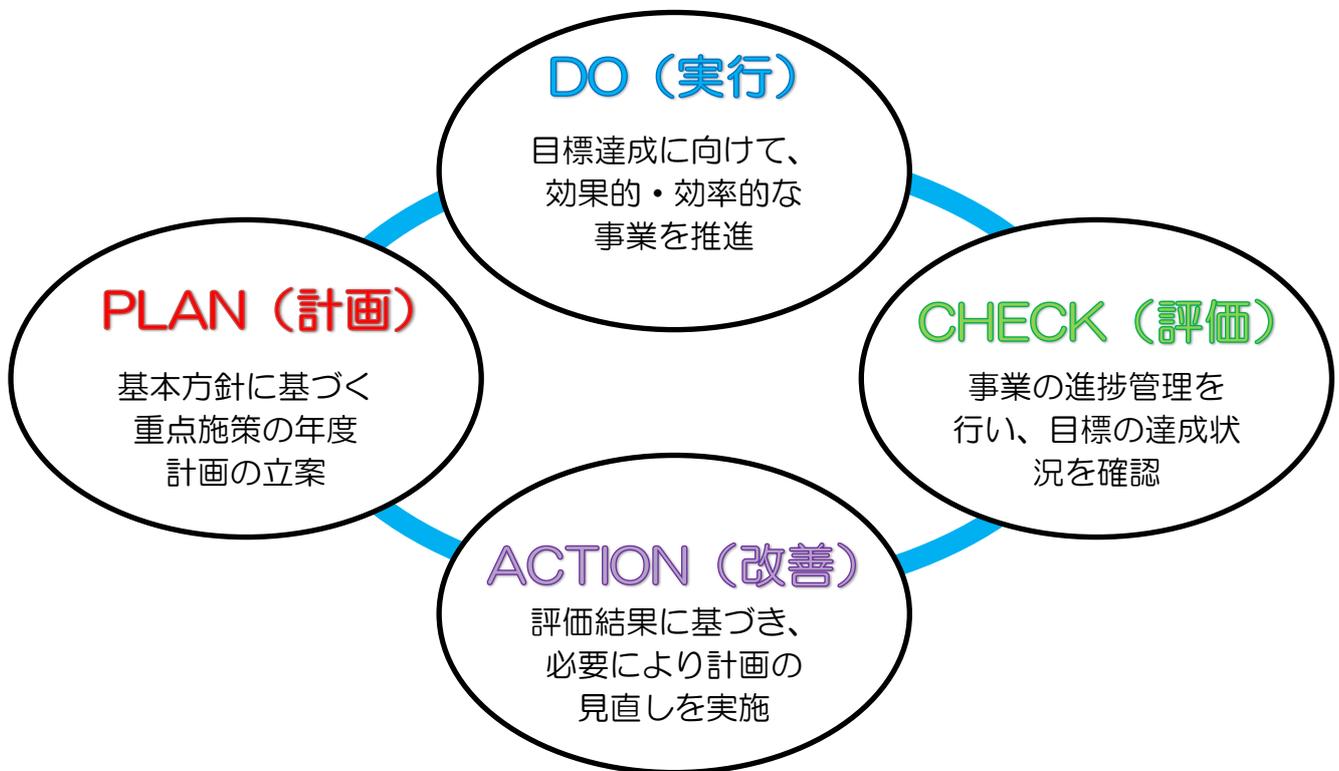
自殺対策やこころの健康づくりの推進のためには、町民一人ひとり、関係団体、行政等が連携・協働して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。

また、計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCA サイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

進捗管理については、毎年度重点施策の実施状況及び目標の達成状況等の把握を行うとともに、必要に応じて目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。

計画の最終年度である平成 34 年度には最終評価を行い、設定した数値目標の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、新たな取組や施策等を見直しを行い、次期の計画策定に活かしていきます。

○自殺対策に関する PDCA サイクルのイメージ図



資料編



洞爺湖町における自殺予防対策関連 基本施策一覧(町内事業分)

重点施策(1)子ども・若者に対する支援

	事業名	主な対象	内容	関連課・関連団体
1	子育てに関わる健康相談	母子	妊娠期からの子育て関連の相談、孤立化防止に向けた子育て関連事業の実施	健康福祉センター 子育て支援センター
2	自殺予防に関連した相談先の情報提供・普及啓発	全町民	広報とうやこ、パンフレット、フェイスブック等を活用した相談窓口の情報提供及びメンタルヘルスに関する情報提供の実施	健康福祉センター
3	親子健康手帳の発行	妊婦	発行時に個別面接を行い、精神疾患の有無や経済問題の早期把握し、妊娠期から継続した支援の実施	健康福祉センター
4	妊産婦健康診査 養育支援保健医療連携システム	妊産婦	出産医療機関でエジンバラ産後うつ病自己評価票によるスクリーニングを実施、結果に応じて個別支援の実施	健康福祉センター 医療機関
5	性教育	中学生 高校生	性教育講話、妊婦・育児体験等を中心とした、生へつながらる授業の実施	健康福祉センター
6	こころの授業	高校生	メンタルヘルスに関する講話等を通じて、「生きる」ことの大切さを伝える授業の実施	健康福祉センター
7	スクールカウンセラー訪問	小・中学校	学校の要望に応じて、スクールカウンセラーが学校に訪問、児童生徒・保護者、教員の相談等に対応	管理課
8	いじめに対する教育・相談	小・中学校	いじめアンケートを実施し、子どものSOSを早期にキャッチするとともに、道徳・人権教育の中でいじめに関する授業を実施	管理課
9	無料法律相談	全町民	弁護士による相談会の開催(金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題)	住民課
10	生活困窮に関する相談	全町民	生活保護、福祉金庫等、経済不安に関する相談の実施	健康福祉課 社会福祉協議会
11	地域食堂ほのぼの	全町民	貧困家庭支援として、食事の提供、遊びや世代間交流の新たな集いの場の開催	健康福祉課 サポートセンターいぶり
12	民生委員・児童委員による生活相談・見守り等支援	民生委員 児童委員	担当地域内の実情の把握とともに、地域住民の生活全般に係る困りごと相談、情報の提供、関係機関への橋渡し、見守り支援などを実施	健康福祉課
13	要保護児童対策地域協議会ケース検討会の開催	児童福祉関係者	児童の適切な保護を図るため、関係機関・者において個別事例についての情報交換、支援方策の検討等を実施	健康福祉課
14	児童虐待の早期発見のための関係者の資質向上研修	児童福祉関係者	児童に関わりのある関係者の虐待に対するスキルアップのために児童相談所による協力のもと、研修会を定期的開催	健康福祉課

重点施策(2)成人・就労者に対する支援

	事業名	主な対象	内容	関連課・関連団体
1	自殺予防に関連した相談先の情報提供・普及啓発【再掲】	全町民	広報とうやこ、パンフレット、フェイスブック等を活用した相談窓口の情報提供及びメンタルヘルスに関する情報提供の実施	健康福祉センター
2	メンタルヘルスに関する健康相談	全町民	常設及び地区健康相談、家庭訪問等による、健康相談の実施	健康福祉センター 地域包括支援センター
3	自殺予防パネル展	成人式出席者	成人式でのパネル展示を行い、自殺予防に関する普及啓発を実施	健康福祉センター 社会教育課
4	無料法律相談【再掲】	全町民	弁護士による相談会の開催(金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題)	住民課
5	就労に関する相談	全町民	就労に向けた相談対応、ハローワーク等の求人情報周知	産業振興課
6	冬季就労対策事業	失業者	冬季間失業を余儀なくされる季節労働者等に対し、町の関連施設等での1週間程度の仕事の提供。	産業振興課
7	チャレンジショップ支援事業	洞爺湖町の住民又は住民となる者	空き店舗等を利用して、個人でショップ等を開業しようとする方に対し、建物の改修費や備品購入費、及び家賃についての補助を行い、新たな経営を行う方への支援を行う。	産業振興課
8	中小企業振興資金貸付制度	中小企業者	中小企業者に対して、運転資金及び設備資金への低利な融資制度	産業振興課
9	消費者相談窓口	全町民	特殊詐欺・悪質商法等の被害者に対し、相談窓口を設置	産業振興課
10	生活困窮に関する相談【再掲】	全町民	生活保護、福祉金庫等、経済不安に関する相談の実施	健康福祉課 社会福祉協議会
11	就労支援に関する出前相談会	全町民	仕事、生活の不安等の相談、就労支援の実施	サポートセンターいぶり
12	自立支援医療受給者証、手帳の受付	精神疾患患者、家族、支援者	自立支援医療(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳、社会復帰施設通所交通費助成の申請受付、受給者証等の送付等の支援業務を実施	健康福祉センター
13	自殺未遂者支援	救急搬送者	精神科のない救急告示病院へ相談窓口の周知、情報提供を依頼、帰宅後の精神的な支援の実施	健康福祉センター 室蘭保健所 医療機関

重点施策(3)高齢者に対する支援

	事業名	主な対象	内容	関連課・関連団体
1	自殺予防に関連した相談先の情報提供・普及啓発【再掲】	全町民	広報とうやこ、パンフレット、フェイスブック等を活用した相談窓口の情報提供及びメンタルヘルスに関する情報提供の実施	健康福祉センター
2	メンタルヘルスに関する健康相談【再掲】	全町民	常設及び地区健康相談、家庭訪問等による、健康相談の実施	健康福祉センター 地域包括支援センター
3	無料法律相談【再掲】	全町民	弁護士による相談会の開催(金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題)	住民課
4	消費者相談窓口【再掲】	全町民	特殊詐欺・悪質商法等の被害者に対し、相談窓口を設置	産業振興課
5	生活困窮に関する相談【再掲】	全町民	生活保護、福祉金庫等、経済不安に関する相談の実施	健康福祉課 社会福祉協議会
6	健康教育	老人クラブ等	ストレス、うつに関する講話等の実施	健康福祉センター 地域包括支援センター
7	ふれあい交流会	高齢者	70歳以上男性独居、75歳以上女性独居、80歳以上老夫婦世帯の高齢者が集まり、昼食・交流の実施	社会福祉協議会
8	地域サロンの支援	全町民	自治会単位で開催される地域での集いの場の運営についての支援を実施	社会福祉協議会
9	有償ボランティア「手助け隊」	概ね65歳位以上	精神的な不安が強い方への傾聴支援や、軽度の生活支援(家事等)の実施	社会福祉協議会
10	地域食堂ほのぼの【再掲】	全町民	貧困家庭支援として、食事の提供、遊びや世代間交流の新たな集いの場の開催	健康福祉課 サポートセンターいぶり

重点施策(4)住民・地域支援者・関係団体との連携・協働

	事業名	主な対象	内容	関連課・関連団体
1	自殺予防に関連した相談先の情報提供・普及啓発【再掲】	全町民	広報とうやこ、パンフレット、フェイスブック等を活用した相談窓口の情報提供及びメンタルヘルスに関する情報提供の実施	健康福祉センター
1	各種団体との連携	全町民 関係団体	健康づくり推進員、食育の会、ヘルスマイトの会、とうやこケアネットワーク、民生委員、福祉委員等地域で活動する住民と行政や関係団体との連携、協働	健康福祉センター 地域包括支援センター 健康福祉課 社会福祉協議会
2	自殺予防ゲートキーパー研修	支援者・住民	地域住民・支援者に対し、自殺予防に関する知識の普及、相談対応のスキルアップを図る	健康福祉センター

重点施策(5)災害時の支援

	事業名	主な対象	内容	関連課・関連団体
1	災害時支援者名簿の作成	全町民	精神的支援が必要な方の名簿を作成し、災害時福祉避難所等の利用支援の実施	健康福祉センター 室蘭保健所
2	(災害発生時)こころのケアの実施	全町民	避難生活を送る住民に対し、不安の傾聴等の精神的な支援を被災後早期から実施できる体制の整備を図る	健康福祉センター 室蘭保健所
3	各種団体との連携【再掲】	全町民 関係団体	健康づくり推進員、食育の会、ヘルスメイトの会、とうやこケアネットワーク、民生委員、福祉委員等地域で活動する住民と行政や関係団体との連携、協働	健康福祉センター 地域包括支援センター 健康福祉課 社会福祉協議会

洞爺湖町における自殺予防対策関連 基本施策一覧(町外関連事業)

	事業名	主な対象	内容	関連課・関連団体
1	子どもを対象とした電話相談	子ども	町の相談先にあわせて、北海道等が実施する相談窓口の周知の実施 ①チャイルドライン ②子どもの人権110番 ③北海道子ども相談支援センター ④北海道いのちの電話	室蘭保健所 健康福祉センター 管理課
2	こころの健康相談	全町民	こころの悩みに関する精神科医と保健師の個別相談会の開催	室蘭保健所
3	働きたい人のための出張相談会	15～39歳	就労、自立に向けた相談、体験、サポートの実施、セミナーの開催	とまこまい若者サポートステーション
4	ひきこもり家族交流会	家族	ひきこもり状態のケースを抱える家族同士が話し合い、情報交換を行う場の開催	室蘭保健所
5	アルコール問題を抱える家族の集い	家族	アルコール依存症(疑いを含む)のケースを抱える家族同士が話し合い、情報交換を行う場の開催	室蘭保健所
6	高次脳機能障害者家族交流会	患者家族	高次脳機能障害者(疑い含む)と家族同士が話し合い、情報交換を行う場の開催	室蘭保健所
7	自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」	ご遺族	ご遺族が安心して気持ちを分かちあえる場の紹介	道立精神保健福祉センター 室蘭保健所

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. 関連施策との**有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの**気づきと見守り**を促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の**再度の自殺企図**を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策 (ポイント)

- **自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策** ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用 ・革新的自殺研究推進プログラム ・先進的な取組に関する情報の収集・整理・提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT(インターネットやSNS等)の活用 ・ひきこもり児童若者、性別平等意識の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員等の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦しめた子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

洞爺湖町地域自殺対策計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ストレス過多の現代社会において、誰もが自殺に追い込まれることのない地域の実現のための計画（以下、「地域自殺対策計画」という。）を策定するため、洞爺湖町地域自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域自殺対策計画の立案に関すること。
- (2) その他地域自殺対策計画に必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める者をもって組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行の日から計画の策定が終了するまでとする。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 3 委員長は総務部長、副委員長は総務部次長をもってそれぞれ充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別 表

1	委員長	洞爺湖町 総務部長
2	委員長代理	洞爺湖町 総務部次長
3	委員	洞爺湖町 住民課長
4	委員	洞爺湖町 健康福祉センター長
5	委員	洞爺湖町 産業振興課長
6	委員	洞爺湖町 教育委員会 管理課長
7	委員	洞爺湖町 教育委員会 社会教育課長
8	委員	北海道胆振総合振興局保健行政室 (北海道室蘭保健所)
9	委員	洞爺湖町社会福祉協議会
10	委員	生活就労サポートセンターいぶり
11	委員	関係する支援団体等